

令和8年度

当別町再生可能エネルギー設備導入推進事業補助金

太陽光発電設備・蓄電池

申請の手引き

この補助金は、みなさんと力を合わせ、二酸化炭素の排出量削減に取り組む補助金となります。



申請期間

令和8（2026）年6月1日（月）～11月30日（月）

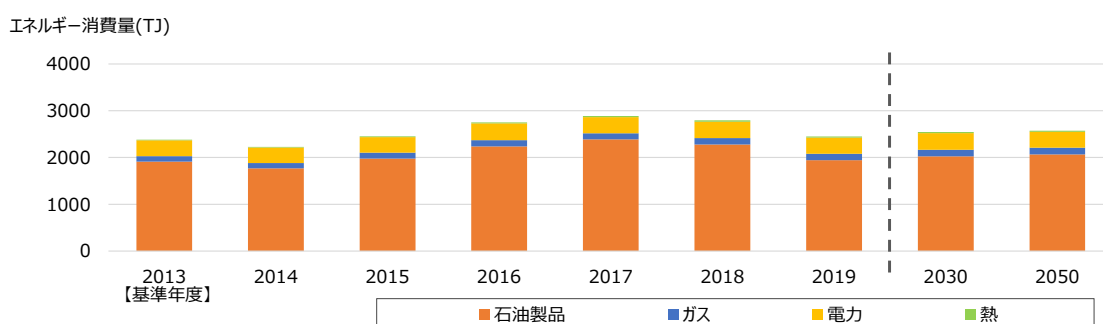
お問い合わせ・申請書類等提出先

〒061-0292 当別町白樺町 58 番地 9
当別町役場 経済部ゼロカーボン推進室ゼロカーボン推進係
お問い合わせ（電話）：0133-22-5089 0133-27-5382
平日午前9時から午後5時 メール等での受付は行っておりません。

1. 事業の目的

当別町は、2050年ゼロカーボンを目指しています。
2023年には、木材や地中熱など町の地域資源・特性を活かした二酸化炭素排出量の削減の取り組みが評価され、環境省の「脱炭素重点対策実施地域」に認定されました。本事業は、その功績から環境省より交付される「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」を活用するものです。

当別町で使用されているエネルギーの多くが、灯油やガソリンなどの石油製品に依存しています。特に冬季の暖房では灯油の使用割合が高く、二酸化炭素排出量の削減が大きな課題となっています。



そのため、灯油ストーブや灯油ボイラーを、寒冷地エアコンなどの高効率なヒートポンプ機器へ転換し、さらにその電力を太陽光発電などの再生可能エネルギーで賄うことで、二酸化炭素排出量を削減していくことが本事業の趣旨になります。

2. 補助金制度の全体

太陽光発電設備



個人：10万円/kW以内
事業者：5万円/kW以内

蓄電池



個人・事業者
蓄電池価格の1/3以内

3. 補助対象者

3-1. 個人

- 当別町の住民基本台帳に記録されている方、又は当別町に居住する予定の方。
※申請時に当別町外の住民基本台帳に記録されている方は、実績報告書提出時までに当別町に転入する方。
- 当別町内の一般住宅に対象設備を設置する方。

3-2. 事業者

- 当別町内に独立した事業所を有し事業を営む者、又は当別町内で事業を営む予定の者。
※申請時に当別町内に事業所を有さない者は、実績報告書提出時までに当別町内に事業所を開設する者。
- 当別町内の事業所に対象設備を設置する者。

3-3. 個人・事業者の共通事項

- 当別町の税金等を滞納していないこと
※申請時に当別町外の住民基本台帳に記録されている方は、現に住民基本台帳に記録されている市区町村の租税等を滞納していないこと。
- 当別町暴力団排除の推進に関する条例（平成27年当別町条例第15号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。

4. 補助要件

4-1. 太陽光発電設備

- 再エネ特措法に基づく「FIT又はFIPの認定」を取得しないこと。
- 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光）」に準拠すること。
- 再エネ特措法に基づく「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」に準拠すること。
- 電気事業法第2条第1項第5号ロに基づく「自己託送」を行わないこと。
- 1つの場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。
- 本補助金により導入した設備が設置された建物において、個人の場合は自家消費量が30%以上、事業者の場合は50%以上であること。

4-2. 蓄電池

- 本補助金により太陽光発電設備を新規に導入すること。
- 本補助金により導入する太陽光発電設備の付帯設備であり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。
- 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。
- 業務用蓄電池の場合、石狩北部地区消防事務組合火災予防条例に基づき、必要に応じて設置届出書を消防署へ提出すること。
- 蓄電池の場合、「蓄電池の仕様」を満たすこと。

※環境省や資源エネルギー庁で実施している他の補助事業において一般社団法人環境共創イニシアチブ（S I I）が登録・公表している蓄電システムであることをもって、要件を満たすと判断します。ただし、当該製品が登録されている年度の公募要領をご確認ください。なお、掲載されていない場合は、対象外とみなします。

4-3. 両設備の共通事項

- 商用化され、導入実績があるもの。
- 未使用品であること（中古品不可）。
- メーカー等の保証があること（性能保証、設置後サポート等）。
- 各種法令等に適合した設備であること。
- 設備を当別町外に移さないこと。
- 温室効果ガス削減効果をJ-クレジット等に登録しないこと。
※本補助金で支援した設備の環境価値を売却することはできません。
- 設置、取り付け等は専門の事業者が実施すること。
- 設備の稼働状況やエネルギー使用量等、町へのデータ等の提供を行うこと。
- 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領（令和5年1月13日環地域事発第2301131号）の重点対策加速化事業の交付要件を満たすこと。

【補助要件に関するQ&A】

Q：太陽光発電設備について、FIT または FIP の認定を取らないことが要件になっていますが、なぜですか？

A：FIT または FIP は、「電気を売るための制度」であり、本補助金は、自家消費のための太陽光発電設備の導入を支援するものです。そのため、売電目的の設備は対象外です。

Q：太陽光発電設備について、非 FIT でも売電はできないですか？

A：売電は可能です。しかし、補助要件である自家消費率を順守した上で、余剰電力分を売電することができます。

Q：既に太陽光発電設備を設置済みの場合、増設は対象になりますか？

A：対象になる場合、ならない場合がありますので、事前にご相談ください。

Q：蓄電池について、防災用の持ち運び可能な蓄電池は対象になりますか？

A：非常用予備電源は対象になりません（初期実効容量 1kW 以上でパワーコンディショナ等の電力変換装置等から構成されるシステムであることが対象の条件です）。

Q：蓄電池について、太陽光発電設備が既に設置されている場合、蓄電池だけの補助申請はできますか？

A：申請できません。太陽光発電設備と併せて申請する必要があります。

Q：蓄電池の仕様について、一般社団法人環境共創イニシアチブ（S I I）に登録申請中の蓄電池は対象になりますか？

A：実績報告までに登録されることで対象と見なします。なお、登録申請中であることが確認できる書類を提出してください。

※その他、Q&Aにも注意事項を記載しておりますので、ご確認ください。

蓄電池の仕様

<蓄電池パッケージ、安全基準、保証期間について>

基準		技術基準
蓄電池パッケージ		蓄電池部（初期実効容量 1.0kWh 以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。※1・2
安全基準	リチウムイオン蓄電池部	蓄電池部が「JIS C 8715-2」又は IEC62619 に準拠したものであること。※3
	蓄電システム (リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)	JIS C 4412 の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める JIS C 4412 適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1 若しくは JIS C4412-2※4 の規格も可とする。
	震災対策基準 (リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)	蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。※5
保証期間		メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。※6・7・8・9・10

※1 初期実効容量は、JEM 規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。

※2 システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。

※3 平成28年3月末までに、平成26年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「SBAS1101:2011（一般社団法人電池工業会発行）とその解説書」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C 8715-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。

※4 JIS C4412-2 における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。

※5 第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。

※6 蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。

※7 当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。

※8 メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。

※9 蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。

※10 JISC4413 規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。

蓄電池の仕様（続き）

<性能表示基準について>

初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。

基準	技術基準
初期実効容量	製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。（算出方法については、一般社団法人日本電機工業会 日本電機工業会規格「JEM1511低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること）
定格出力	定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。
出力可能時間	<ul style="list-style-type: none"> 複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力（W）と出力可能時間（h）の積で規定される容量（Wh）が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が10分未満の場合は、1分刻みで表示すること。出力可能時間が10分以上の場合は、5分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位は W、kW、MW のいずれかとする。
保有期間	法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。
廃棄方法	使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください」
アフターサービス	国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。

5. 補助対象経費、補助額

5-1. 太陽光発電設備

<補助対象経費>

太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナー、その他付属機器
工事費（据付、配線工事、柵塀に係る工事等）

※ 太陽光発電設備設置に係る既存建物の屋根補強費用は、自己負担。

※ 「オプション」と見なされるものは、補助対象外。

※ 見積書項目は「一式」でまとめず、個別に金額を明示して積算すること。

<補助額>

【一般住宅】 10万円×太陽光発電出力（kW）

【事業所】 5万円×太陽光発電出力（kW）

太陽電池出力の容量（kW）は小数点以下切り捨て、1,000円未満切り捨てとする。

（例）個人の場合

①太陽光モジュールの交渉最大出力の合計値 : 13kW

②パワーコンディショナーの定格出力の合計値 : 9.9kW

①及び②のいずれか低い方を採用となり、②を採用。

kWは小数点以下切り捨てのため、9kW。

9kW × 100,000円 = 900,000円

（例）事業者の場合

①太陽光モジュールの交渉最大出力の合計値 : 13kW

②パワーコンディショナーの定格出力の合計値 : 9.9kW

①及び②のいずれか低い方を採用となり、②を採用。

kWは小数点以下切り捨てのため、9kW。

9kW × 50,000円 = 450,000円

【補助対象経費・補助額（太陽光発電設備）に関するQ&A】

Q：交付額の算定に用いる「太陽電池出力」について、太陽電池モジュールもしくは、パワーコンディショナーいずれの出力値を用いればよいですか？

A：太陽電池モジュールの JIS 等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い方となります。

※その他、Q&Aにも注意事項を記載しておりますので、ご確認ください。

5-2. 蓄電池

<補助対象経費>

設備本体（蓄電池、電力変換装置、蓄電システム制御装置等）

その他付属機器（計測・表示装置等）、工事費（据付・配線工事等）

※蓄電池パッケージ以外の「オプション」と見なされるものは、補助対象外。

例えば、発電量等がわかるモニター等、申請者自身で追加で導入するものです。

※見積書項目は「一式」でまとめず、個別に金額を明示して積算すること。

<補助額>

蓄電池の価格（円/kWh） × 1/3以内

蓄電池の容量（kWh）は小数点第二位以下切り捨て、1,000円未満切り捨てとする。

【家庭用】

税抜き・工事費込みで、12.5万円/kWhの「蓄電システム」となるよう努めること。

（例）【家庭用】で、蓄電容量 10.25 kWh の場合

→ 税抜き・工事費込みで、1,275,000円であれば対象

（どうしてこうなるのか？）

蓄電容量は、第二位以下切り捨てのため、10.2kWh

1,275,000円 ÷ 10.2kWh = 125,000円/kWhとなるため

（補助額はどうか？）

1,275,000円 × 1.1 = 1,402,500円 × 1/3 = 467,500円
≒ 467,000円

【業務用】

税抜き・工事費込みで、11.9万円/kWhの「蓄電システム」となるよう努めること。

（例）【業務用】で、蓄電容量 12.00 kWh の場合

→ 税抜き・工事費込みで、1,428,000円であれば対象

（どうしてこうなるのか？）

蓄電容量は、第二位以下切り捨てのため、12kWh

1,428,000円 ÷ 12kWh = 119,000円/kWhとなるため

（補助額はどうか？）

1,428,000円 × 1.1 = 1,570,800円 × 1/3 = 523,600円
≒ 523,000円

【補助対象経費・補助額（蓄電池）に関する Q&A】

Q：交付額の算定に用いる「蓄電容量」は、単電池の定格容量を用いればよいですか？

A：単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の値となります。「初期実効容量」ではありません。

Q：本要件における「努めること」とは、どのような行為を指しますか？

A：以下の行為を指します。

- ・申請者が、販売事業者に対し、12.5万円/kWh 以下、11.9万円/kWh 以下の蓄電システムの価格帯で調達可能か確認すること。
- ・申請者が、複数の事業者（3者以上）より見積書を取得し、価格の比較検討を行うこと

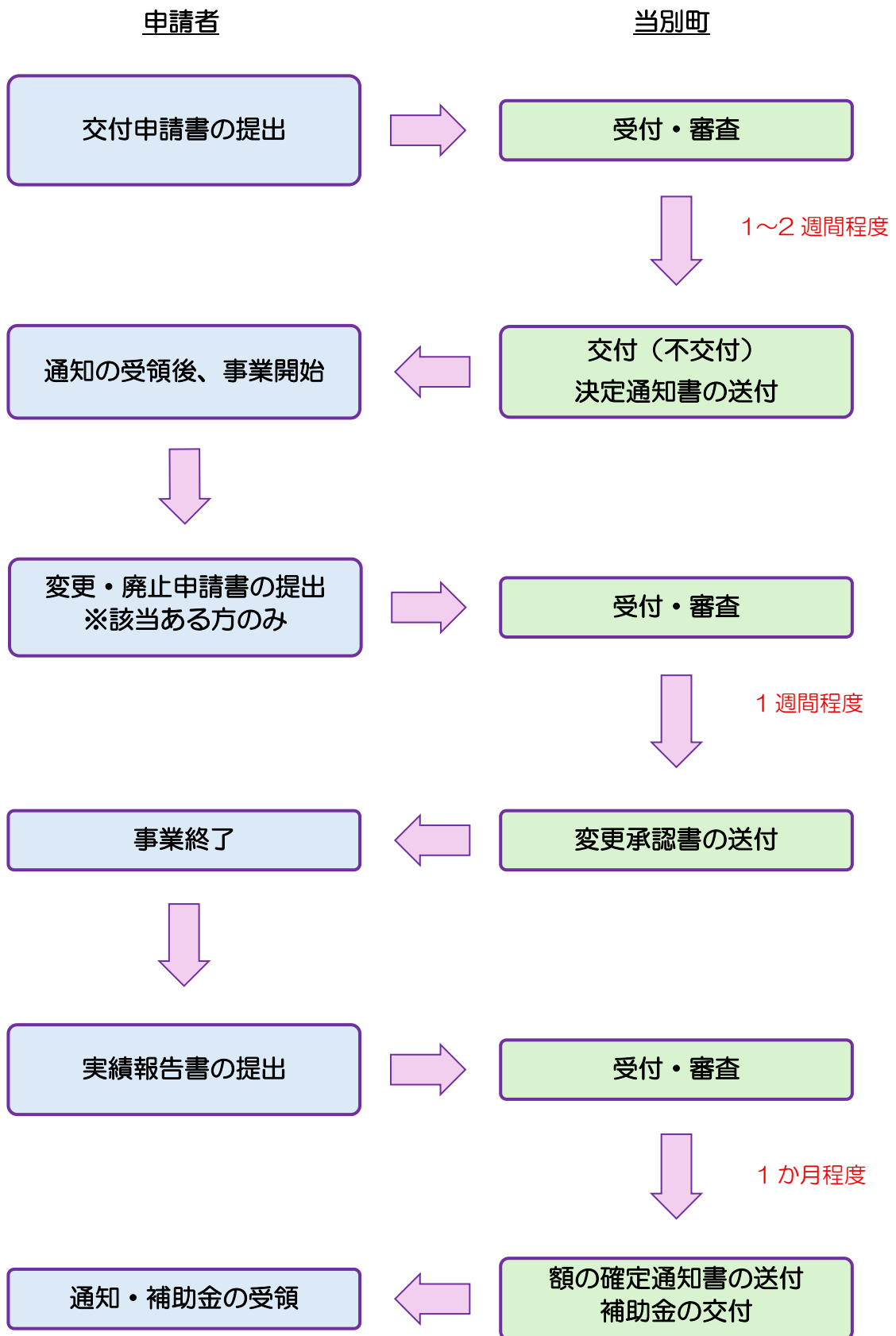
※金額の一番安価なものが対象になります。

これらの行為を行った上で、当該価格での調達が困難であった場合は、家庭用 15.5万円/kWh 以下、業務用は 19.0万円/kWh 以下を上限とする価格を交付対象とします。

なお、見積書や調達可否の確認記録等は、申請内容の確認のため提出願います。

※その他、Q&A にも注意事項を記載しておりますので、ご確認ください。

6. 手続きの流れ



6-1. 交付申請（窓口持込のみ可）について

- 受付期間は、令和8年6月1日（月）～11月30日（月）となります。
 受付時間 平日午前9時から午後5時
 受付場所 当別町役場3階 経済部ゼロカーボン推進室窓口（西当別支所は不可）
※郵送・メール等での提出は受け付けできません。
 ※提出書類の不備がないものから受理するため、受付順が前後する可能性があります。
- 先着順に受付し、予算に達し次第終了します。予算に達した場合、その日に受理した申請者の中で抽選を行います。
- 太陽光発電設備、蓄電池の両方を申請する場合、別々の申請になります。
 両方を申請する場合は、各種1部ずつ準備してください。
 ※見積書の記載は、各設備の合算ではなく、各設備それぞれの金額がわかるように明示してください。
- 審査には1～2週間程度かかりますので、ご了承ください。
 ※申請状況等によっては、更に日にちをいただく場合があります。
- 審査完了後、申請者へ補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）を通知します。
- 事業着手（契約、購入、発注行為）は、交付決定通知書を受領後に実施してください。
 ※交付決定は、補助金の交付ではありません。実績報告の審査完了後に額を確定し、補助金を申請者へ交付する手続きを行います。

【提出書類】

書類名	様式	区分		留意事項
		個人	事業者	
補助金交付申請書	様式第1号	○	○	氏名欄は自署
誓約書	様式第2号	○	○	氏名欄は自署
見積書等の写し	任意	○	○	申請者名義入り 費用の内訳が確認できるもの
仕様書等の写し	任意	○	○	機器の仕様が確認できる資料 (カタログ、パンフレット等)
設備の設置位置がわかる図面	任意	○	○	手書き可
町税等の滞納がないことが確認できる書類 (完納証明書)	町が発行する様式	○	○	転入して1年経過しておらず 取得できない場合は、提出不要

【提出書類（続き）】

提出書類	様式	区分		留意事項
		個人	事業者	
住民票 ※1	町が発行する様式	○		発行後3か月以内の申請者本人の住民票
登記簿謄本 ※2	法務局等で発行する様式		○	発行後3か月以内の登記簿謄本

※1 3か月以内に転居してきた場合、申請時は当別町外に住民票がある場合、申請時は当別町内に事業所がない場合は、実績報告時まで提出してください。提出できない場合は、補助金の交付はできません。

※2 個人事業主等の方で登記簿謄本のない方は、申請日時点で事業を営んでいることがわかる書類（営業証明書等）を提出してください。

6-2. 変更・廃止申請について（事業実施期間中の各種届出の提出）

- 当初の申請内容に変更が生じる場合は、事実の判明時点で速やかにゼロカーボン推進係までご連絡ください。
- 変更（廃止）交付申請書（第5号様式）及び変更内容に応じて変更後の資料・費用、内訳・図面等をゼロカーボン推進係に提出してください。

受付時間（窓口持込・郵送提出） 平日午前9時から午後5時

※メール等での提出は受け付けできません。

- 軽微な変更については、本申請書の提出が不要の場合もありますので、個別にご相談ください。
- 変更承認後は、変更後の内容で実績報告を行ってください。

【提出書類】

書類名	様式	区分		留意事項
		個人	事業者	
補助金変更・廃止申請書	様式第5号	○	○	氏名欄は自署
変更後の内容が確認できる書類	任意	○	○	

6-3. 実績報告について

- 設備の設置が完了した日から30日以内又は令和9年1月29日（金）のいずれか早い日までに以下の書類をゼロカーボン推進係に提出してください。

【受付時間】

窓口持込 平日午前9時から午後5時

郵送提出 上記提出期日の午後5時必着

※メール等での提出は受け付けできません。

※やむを得ない理由を除き、提出期日に大きく遅れた場合、支払手続きの関係で補助金の交付ができなくなる可能性があります。

- 実績報告による提出書類を審査した後、不備等がなければ補助金交付額確定通知書（様式第8号）を送付し、申請者が指定した金融機関の口座に補助金を振り込みします。

【提出書類】

書類名	様式	区分		留意事項
		個人	事業者	
補助金実績報告書	様式第7号	○	○	氏名欄は自署
対象設備の設置に伴う領収書の写し	任意	○	○	申請者が支払いし、設置事業者が領収したことが確認できるもの
対象設備の設置に伴う工事内訳書の写し	任意	○	○	納品書、請求書等設置したもの、工事の内容などの明細がわかるもの
対象設備の保証書の写し	任意	○	○	設置した工事事業者と申請者の記載があり、保証開始日が明記されているもの
振込先口座が確認できる申請者本人の書類の写し	任意	○	○	
住民票	町が発行する様式	○	/	申請時に提出していない個人の方
登記簿謄本	法務局等で発行する様式			○

【提出書類（続き）】

書類名	様式	区分		備考
		個人	事業者	
消費税確定申告書の写し	任意		○	一般事業者、簡易課税適用者 (事業所に設置した場合)
付表2 課税売上割合・控除 対象仕入税額等の計算表の 写し	任意		○	一般事業者 (事業所に設置した場合)
消費税の申告時免税事業者 であることが証明できる書 類の写し	任意		○	免税事業者
設置状況を示す写真、書類等 <太陽光発電設備> ①モジュール ②パワーコンディショナー ③分電盤 <蓄電池> ①本体 ②単線結線図	任意	○	○	設置する前、設置した後の写真 (必須)
電力会社による太陽光発電 余剰電力受給契約確認書等 の写し	任意	○	○	非FITであることが確認できる 書類等
太陽光発電設備の利用状況 に関する書類等	任意	○	○	発電電力量、売電量、自家消費率 (家庭用30%以上、業務用 50%以上)がわかる書類等 データ取得可能になり次第、提 出してください。
事業者と請負事業者間の設 置に係る契約書の写し	任意	○	○	PPA方式等で太陽光発電設備を 導入する場合
PPA契約書等の写し	任意	○	○	PPA方式等で太陽光発電設備を 導入する場合

7. 補助金交付後について

7-1. 法定耐用年数について

- 補助金を活用して導入した各設備は、「法定耐用年数」に基づき、処分（廃棄・譲渡・転用等）の制限を受けます。
- 法定耐用年数は、太陽光発電設備は「17年」、蓄電池は「6年」です。その間は廃棄や譲渡等の処分はできません。
- 状況に応じて処分期間が異なる可能性もありますが、各補助対象者が各設備・機器を導入した時点の法定耐用年数を基準とします。

7-2. 設備導入後の定期報告について

- 環境省、北海道等への実績値の報告等を目的として、法定耐用年数を経過するまでの間、設置した設備等の稼働状況やエネルギー使用量等、町へのデータ等の提供を行っていただきます。
- 法定耐用年数期間中、太陽光発電設備が設置された建物において、発電し自家消費した電力量（kWh）が、当該設備で発電する電力量の「家庭用30%以上」「業務用50%以上」（自家消費率）を保つことを環境省より求められていること、また報告を行う必要があることから、補助金交付の条件としてお願いするものです。
- 太陽光発電設備を設置した各対象家屋における、「発電kWh」「売電kWh」「自家消費kWh」等の法定耐用年数期間中の1年間ごとの実績について取得します。

7-3. 補助金の返還等について

- 引越等でやむを得ず途中で補助対象設備を処分する場合は、事前に町長の承認を受けていただきます。報告理由により、補助金を返還していただく可能性もあります。
- 虚偽の申請や報告を行った場合、町が求めるデータ等の提供の協力について拒否する等の場合は、補助金を全額返還していただきますので、ご注意ください。

7-4. 廃棄について

太陽光発電設備や蓄電池は寿命を迎えると廃棄が必要です。

特に太陽光は、2040年頃から全国的に大量廃棄が発生すると言われています。

廃棄については、「発電事業者」である所有者の皆様が責任を持つこととなります。

■ 太陽光発電設備（10kW以上）の場合

国のガイドラインにより、廃棄費用を外部機関に積み立てることが原則義務化されています。町の補助金の元になっている環境省の交付金では、このルールを参考にして“将来の廃棄費用を自分で計画し、積み立てておくこと”が求められており、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施することと決められていますので、ご理解をお願いします。

<参考>

経済産業省（資源エネルギー庁）「廃棄等費用積立ガイドライン」

■ 太陽光発電設備（10kW未満）の場合

国のガイドラインにより、義務ではありませんが、廃棄費用を見込んだ計画を立てるよう努め、適切な廃棄・リサイクルを実施することとされています。

<参考>

経済産業省（資源エネルギー庁）「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」第5節

■ 蓄電池の場合

必要な経費を見込んだ事業計画を策定するように努めることとされています。使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法については、登録対象機器の添付書類に、蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池分の添付書類に明記されており、これらに準じた適切な廃棄・リサイクルの実施をお願いします。

以上により、寿命を迎えた太陽光発電設備・蓄電池の廃棄を行う際は、上記ガイドラインも参考にして皆様ご自身で廃棄等にかかる費用を積み立て、将来的な計画も考慮しつつ、設備導入と補助金の活用をお願いします。

7-5. 消費税の返還義務等

【概要】

- 課税事業者は、課税売上高に対する消費税額から、課税仕入れに係る消費税額等を控除した額を消費税として納付することとなります。
- 補助金収入は、消費税法上不課税取引に該当しますが、補助事業に掛かった経費を控除対象仕入税額に算入することも出来るため、報告された仕入控除税額は、事業者に対し重複して交付したことになります。そのため、町を通し国へ返還する必要があります。

【返還義務者】

- 補助金算定額を税込金額にて行った事業者（個人・法人）のうち、本則課税にて消費税の申告を行っている事業者。
※ 簡易課税事業者・免税事業者は対象外となります。

【報告義務者】

- 簡易課税事業者は、本事業を含む経理処理をした消費税の申告後、速やかに消費税の確定申告書の提出をお願い致します。
- 免税事業者は、本事業を含む経理処理をした消費税の申告時免税事業者であることが証明できる書類のご提出をお願い致します。

【本事業について】

- 本事業では、皆様の作業負担を減らせるように、本則課税事業者については税抜にて申請をおこなって頂き返還の義務が生じないようにしております。
- 個人事業主でない個人の方が家庭用の事業を申し込まれる場合は、返還・報告共に必要ありません。
- 個人事業主である個人の方は、補助金を使用して得た資産を事業経費にはできません。家事按分して事業経費とした場合は、消費税の返還義務が発生します。消費税の返還と共に別途以下に記載のない多くの提出書類が発生しますのでご注意ください。

【提出書類・報告様式】

- 本事業を含む経理処理をした確定申告時に免税事業者であることが証明できる書類（交付申請時）
- 簡易課税方式の確定申告書（写し）（交付申請時と本事業を含む経理処理をした消費税の申告後速やかに）
- 提出書類の作成時は、税理士等にご相談することをお勧めします。

8. その他

Q&A集に注意事項を記載しています。必ずご確認ください。

令和8年度
当別町再生可能エネルギー設備導入推進事業補助金
太陽光発電設備・蓄電池

Q&A

1 事業の目的

Q：補助事業（補助金）の目的は何ですか？

A：皆さんがご使用の化石燃料由来の製品を少ないエネルギーで大きな性能を発揮するヒートポンプ機器に転換すること、その電力を自分たちで賄うよう再生可能エネルギーを活用することで、地球温暖化の主な原因となる二酸化炭素の排出の抑え、ゼロカーボンに向けて皆さんと一緒に取り組むことが目的です。

そのため、補助金を活用し設備を導入したことで、どのくらい省エネルギーに繋がったか、二酸化炭素排出量削減になったかといったデータの提供にご協力いただきます。

当別町に常時居住しない（別荘などによる一時的な住まい）、故障等による製品の買い替え、夏場の暑さ対策など、単なる設備導入の補助を目的としたものではないことに、ご留意ください。

3 補助対象者

Q：「一般住宅」とは、どのような建物が該当しますか？

A：一般住宅とは、「個人が常時居住する住宅であり、かつ、居住のみを目的として建築された専用住宅」となります。店舗と住宅が併設された建物は「事業者対象」となります（純粋に住宅のみに導入する場合は「一般住宅対象」となります）。

Q：「事業者対象」で対象となる建物を教えてください。

A：一般住宅以外の「アパート」や「マンション」、「事務所」、「店舗」、「工場」、「研究所」、「畜舎」等の建物となります。

4 補助要件

Q：太陽光発電設備を設置するにあたり「事業計画策定ガイドライン（太陽光）」に準拠とありますが、一般住宅の設置でも該当しますか？

A：このガイドラインは、FIT 制度の認定を受けるために必要な事業計画の策定（発電出力、運転開始時期、保守点検体制、廃棄費用積立など）に関する詳細な基準や留意事項を定めたものです。非 FIT の一般住宅太陽光発電の場合、FIT 認定が不要であるため、このガイドラインに基づく詳細な事業計画の提出義務はありません。

ただし、電力会社への系統連系（接続）を行う場合は、電力会社の定める手続きや技術要件（逆潮流の有無、保護装置など）に従う必要があります。この際、発電設備の仕様などを電力会社に伝える必要があり、その内容は事業計画の一部と捉えることもできます。安定的な発電と安全性の確保、将来的な廃棄までを見据えた検討は、このガイドラインの趣旨と共通しており、ご自身の導入計画においても非常に重要ですので、ご注意ください。

Q：太陽光発電設備を設置するにあたり「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」に準拠とありますが、一般住宅の設置でも該当しますか？

A：このガイドラインは、FIT 制度に基づく一定規模以上の再生可能エネルギー発電設備を設置する際に、事業者が地域住民に対して事業計画の説明会を開催したり、事前周知措置を講じたりすることを義務付けており、地域との共生、トラブルの未然防止を目的としています。一般住宅の屋根などに設置する比較的小規模な太陽光発電システムの場合、このガイドラインに基づく説明会開催や事前周知の法的義務は通常ありません。

しかし、太陽光パネルの設置場所や角度によっては、近隣住宅への反射光（眩しさ）、工事時の騒音、パネルからの落雪・雪庇（せっぴ）などが懸念される場合があります、一般住宅の導入においても重要と考えられますので、ご注意ください。

Q：太陽光発電設備について、FIT または FIP の認定を取らないことが要件になっていますが、なぜですか？

A：FIT または FIP は、「電気を売るための制度」であり、本補助金は、自家消費のための太陽光発電設備の導入を支援するものです。そのため、売電目的の設備は対象外です。

Q：太陽光発電設備について、非 FIT でも売電はできないですか？

A：売電は可能です。しかし、補助要件である自家消費率を順守した上で、余剰電力分を売電することができます。

Q：既に太陽光発電設備を設置済みの場合、増設は対象になりますか？

A：対象になる場合、ならない場合がありますので、事前にご相談ください。

Q：蓄電池について、防災用の持ち運び可能な蓄電池は対象になりますか？

A：非常用予備電源は対象になりません（初期実効容量 1kW 以上でパワーコンディショナ等の電力変換装置等から構成されるシステムであることが対象の条件です）。

Q：蓄電池について、太陽光発電設備が既に設置されている場合、蓄電池だけの補助申請はできますか？

A：申請できません。太陽光発電設備と併せて申請する必要があります。

Q：蓄電池の仕様について、一般社団法人環境共創イニシアチブ（S I I）に登録申請中の蓄電池は対象になりますか？

A：実績報告までに登録されることで対象と見なします。なお、交付申請時に登録申請中であることが確認できる書類を提出してください。

5 補助対象経費・補助額

Q：太陽光発電設備について、交付額の算定に用いる「太陽電池出力」について、太陽電池モジュールもしくは、パワーコンディショナーいずれの出力値を用いればよいですか？

A：太陽電池モジュールの JIS 等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い方となります。

Q：蓄電池について、交付額の算定に用いる「蓄電容量」は、単電池の定格容量を用いればよいですか？

A：単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の値となります。「初期実効容量」ではありません。

Q：蓄電池の要件の「努めること」とは、どのような行為を指しますか？

A：以下の行為を指します。

- ・申請者が、販売事業者に対し、12.5 万円/kWh 以下、11.9 万円/kWh 以下の蓄電システムの価格帯で調達可能か確認すること。
- ・申請者が、複数の事業者（3 者以上）より見積書を取得し、価格の比較検討を行うこと。
※金額の一番安価なものが対象になります。

これらの行為を行った上で、当該価格での調達が困難であった場合は、家庭用 15.5 万円/kWh 以下、業務用は 19.0 万円/kWh 以下を上限とする価格を交付対象とします。

なお、見積書や調達可否の確認記録等は、申請内容の確認のため提出願います。

6 手続きの流れ（交付申請・変更申請・実績報告）

<交付申請前・交付申請時>

Q：他の補助金との併用は可能ですか？

A：同一設備において、国の補助金を併用することはできません。

※ 例外もあるため、ご相談ください。

Q：見積りをとる事業者に指定はありますか？

A：指定はありません。

Q：申請前に対象設備の契約等（購入や工事等含む）を行ってもよいですか？

A：役場からの交付決定前に契約等が完了している場合は対象外となります。交付決定後に行ってください。

Q：申請前に設備の設置工事が終わっている場合は対象になりますか？

A：役場からの交付決定前に工事が完了している場合は対象外となります。交付決定後に行ってください。

Q：交付申請は、FAX や電子メールでも提出できますか？

A：FAX や電子メールでは提出できません。

Q：申請は何度でもできますか？

A：同一設備の場合はできません。なるべく多くの方に活用していただきたいと考えております。

Q：郵送で申請書類を提出できますか？

A：できません。令和8年度はすべての設備を先着順としているため、公平性の観点から郵送の受付はいたしません。

Q：設置位置がわかる図面とは何ですか。

A：家の間取りがあり、その中で設備を設置する場所を明記してもらう図になります。家の設計図、手書きの図でも結構ですので、提出をお願いします。

Q：申請者の名前は、誰でもよいですか？

A：設備を設置する住宅を所有している方の名前で申請してください。誓約書、見積り書の写し等、提出書類の名義は統一してください。

Q：店舗兼住宅に太陽光発電設備の設置する場合は、申請の仕方はどうなりますか？

A：店舗兼用住宅（建物内で行き来ができる）、店舗併用住宅（建物内で行き来ができない）とも「一般住宅対象」ではなく「事業者対象」にて申請してください。

Q：消費税は補助対象経費に含まれますか？

A：含まれます。ただし、簡易課税事業者は、本事業を含む経理処理をした消費税の申告後、速やかに消費税の確定申告書の提出をお願い致します。免税事業者は、本事業を含む経理処理をした消費税の申告時免税事業者であることが証明できる書類のご提出をお願い致します。

また、消費税の課税方式が本則課税の場合は、消費税は補助対象経費に含まれません。税抜き額で申請を行ってください。

<変更・廃止申請時>

Q：連絡が必要になるのは、どんな時ですか？

A：以下の①～⑥の通りになります。

- ①交付決定後、設置する前に金額が変更になった
- ②設備を設置した結果、金額が変更になった
- ③着手予定日、完了予定日が変更になった
- ④設備が変わった（型式、メーカー、サイズ等）
- ⑤事業をやめた

Q：変更申請は、FAX や電子メールでも提出できますか？

A：FAX や電子メールでは提出できません。交付申請時と違い、窓口持込に加え、郵送でも提出可能です。

<実績報告時>

Q：実績報告は、FAX や電子メールでも提出できますか？

A：FAX や電子メールでは提出できません。変更申請時と同じく、窓口持込、郵送提出のいずれでも提出可能です。

Q：実績報告時の利用状況（発電量、自家消費率等）の書類はどのようなものを提出したらよいですか？

A：モニターやアプリで発電量、自家消費率など、利用状況の確認できる電子データ（エクセルやCSV）の提出をお願いします。電子データの提出が出来ない場合、モニターやアプリで発電量、自家消費率がわかる画面をお手持ちのスマートフォンなどで撮影、印刷し、提出することも可能です。

7 補助金交付後

Q：一般町民（個人事業主ではない）が重点対策加速化事業で補助金を受けた際には、確定申告は必要ですか？

A：補助金交付金額と他の一時所得を含めた金額が50万円を超える場合には、確定申告が必要です。ただし、確定申告をする際に『国庫補助金等の総収入金不算入に関する明細書』を提出する事により補助金交付金額は課税対象外となります。

また、住宅購入の場合は、交付を受けた住宅について住宅ローン減税の適用を受ける場合、補助金の額は住宅の取得対価から控除されます。